

# 家畜の病歴・投薬歴記載について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）が施行され、と畜場法施行規則第15条（検査申請書の記載事項）に

## 四 獣畜の病歴に関する情報

五 動物用医薬品その他これに類するものの使用状況  
が追加されました。

と畜場に搬入される牛については概ね直近3ヶ月、豚などについては直近2ヶ月の病歴および動物用医薬品等の使用状況を、と畜検査申請書に記載することとされています。

- ① 病歴につきましては臨床獣医師から提出された診断書（写し）を、
- ② 動物用医薬品等の使用状況につきましては
  - ・ 医薬品名称
  - ・ 最終投薬日
  - ・ 休薬終了日を明記の上、提出してください。